

# 平成 2 5 年川西町議会

## 第 2 回定例会会議録

開会 平成 2 5 年 6 月 1 0 日

閉会 平成 2 5 年 6 月 1 4 日

平成 2 5 年川西町議会  
第 2 回定例会会議録

( 第 1 号 )

平成 2 5 年 6 月 1 0 日



## 川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成25年6月10日（月）午前10時00分開会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告  議会報告
	報告第3号	平成24年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書
	報告第4号	平成24年度川西町公共下水道事業別会計繰越明許費繰越計算書
	報告第5号	定期監査報告について
	報告第6号	上下水道会計の業務改善に係る状況報告
第4		一般質問
第5	承認第1号	平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分について
第6	承認第2号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について
第7	承認第3号	平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第8	承認第4号	平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について
第9	承認第5号	平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について
第10	承認第6号	平成24年度川西町水道事業会計補正予算について
第11	承認第7号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について
第12	承認第8号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
第13	議案第40号	平成25年度川西町一般会計補正予算について
第14	議案第41号	平成25年度川西町水道事業会計補正予算について

第15	議案第42号	川西町税条例の一部改正について
第16	議案第43号	川西町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第17	議案第44号	川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく基準を定める条例の制定について
第18	議案第45号	山辺広域行政事務組合の解散について
第19	議案第46号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について
第20	議案第47号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について
第21	議案第48号	奈良県広域消防組合の設置に関する協議に関し議決を求めることについて
第22	選挙第4号	川西町選挙管理委員会の委員の選挙について
第23	選挙第5号	川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について
第24	同意第2号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について

(午前10時00分 開会)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

これより平成25年川西町議会第2回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町長(上田直朗君) おはようございます。

本日、川西町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私何かと御多忙の中御参集くださいます、まことにありがとうございます。

また、平素は町政の進展に御尽力をいただいておりますこと、御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、平成24年度一般会計予算の専決を初めとする承認案件が8件ございます。そして、平成25年度一般会計の補正予算を初めとして補正予算関係で2件、条例改正及び制定など3件、そして、奈良県広域消防組合の設置に関連する議案が4件ございます。また人事案件など、多数の案件でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますことをお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長(森本修司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 伊藤彰夫君及び4番 石田三郎君を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より14日までの5日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より14日までの5日間と決定いたします。

日程第3、諸報告に入ります。

議長報告として2件の要望書と、行政報告として、報告第3号、平成24年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書及び報告第4号、平成24年度川西町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をお手元に配付いたしておりますので、御清覧おき願います。

次に、報告第5号、平成25年3月から平成25年5月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、木村監査委員より報告を求めます。

木村監査委員。

監査委員(木村 衛君) 平成25年3月から平成25年5月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

3月及び4月におきましては大植監査委員とともに、また、5月につきましては

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定に基づきまして、平成24年度並びに25年度の川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに水道部長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

議 長（森本修司君） 次に、3月議会において今議会で報告するとありました、報告第6号、上下水道会計の業務改善に係る状況報告について、報告をお願いいたします。

町長。

町 長（上田直朗君） 3月議会で御報告いたしました、上下水道事業に係る会計処理並びに滞納債権の管理についての調査結果につきまして御報告申し上げます。

本年2月に、監査委員より住民監査請求に係る業務改善要望を受け、上下水道事業に係る会計処理等について調査を進めてまいりました。その結果、決算額の未収金と実際の未収金に差異があるという事実が判明いたしました。非常に重要な事項であるため、第三者による検証が必要であると判断し、会計事務所に水道部の調査の妥当性の検証を依頼いたしました。

検証の結果、事務処理上の誤りはあったものの、徴収いたしました料金等の会計については適正に処理していたことが確認されました。

今後は適正な事務処理を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

なお、水道事業会計及び公共下水道事業会計について検証した結果を水道部長から報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長（森本修司君） 福本水道部長。

水道部長心得（福本哲也君） 水道事業会計及び公共下水道事業特別会計について、調査の詳細について報告申し上げます。

水道事業会計につきまして、水道部において調査しましたところ、決算書での未収金と水道料金の収納実績を管理する水道料金システムでの未収金に差異があることが判明いたしました。この原因については、確実性及び透明性が求められますことから、奈良市内の公認会計士事務所に改めて調査・検証を依頼させていただきました。

検証内容としましては、平成18年度から平成23年度までの決算書と現金の出納を管理する会計システムから出力される資料について、それぞれの未収金残高を調査し、差異の原因について検討していただきました。具体的な方法としましては、現金の出納を管理する会計システムから出力される合計残高試算表の未収金残高と料金システムより出力される未収金額とを詳細に比較するという方法をとりました。さらに、決算書の未収金の金額を比較する方法をとりました。決算書の給水収益金額と料金システムの段階別集計表の金額も比較いたしました。このように多面的なチェックをすることで、未収金の差異の原因究明に努めさせ

ていただいたところでございます。

また、調定額及び収納額に関しても、決算書と会計システム及び料金システムの収納額を同様に比較させていただきました。

また、システムのデータだけでなく、現金預金有高表——これは出納検査書類でございます——残高証明書・預金通帳、合計残高試算表、決算書というような水道部で保管されております会計書類についても全て再確認をいただき、それぞれの年度末の金額の各帳簿間の整合性や預金残高について検証いただいたところでございます。

その結果、それらの書類が存在いたします平成18年度から平成23年度における現金処理については、各年度末の会計システム金額と預金残高は一致し、各年度における調定額及び収納額についても差異は見られませんでした。このことから、決算書と料金システムの間未収金の差異については、平成17年度以前である可能性が高いという報告を受けました。

平成17年度以前にそのような差異が発生したのかという原因を調査させていただいた結果、不能欠損金の処理について、平成2年度以降の決算書の過年度損益修正損という勘定科目の金額を確認したところ、平成11年度から平成18年度までについては過年度損益修正損として処理されている科目があるのに対し、平成2年から平成10年までの決算書上、過年度損益修正損の勘定科目がないため、不能欠損を行った形跡を発見していないという調査結果が出ました。

このことから、過去に不能欠損処理を料金システムでは行っているのに、会計システムにおいてはその処理をせず、結果として決算書に不能欠損を反映させるという事務がなされていなかったため、料金システムと決算書に差異が生じてしまった可能性が高いと判断されるところでございます。

また、公共下水道事業特別会計については、現在の料金システムに残っている未収金について、収入済通知書などを個々に検証し、正確な過年分の債権を確認させていただきました。その結果、未収金について47万8,110円が決算書より料金システムのほうが多いことが判明いたしました。

今後の管理体制につきまして、1、預金残高と通帳の金額一致の確認の徹底、2、未収金残高に関して、会計・料金両システムの金額の一致の確認、3、滞納者への督促の強化、4、不能欠損処理ルールの明確化の4点を改善項目とすることを考えております。

水道事業会計及び公共下水道事業特別会計について、不正な現金の出入りについては確認されなかったものの、不適切な事務処理を行い、結果、重大な記載誤りがあったことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことのないよう、事務の適正化については、水道部が一丸となり、より一層の改善に努めることを申し上げる次第でございます。

議長（森本修司君） 報告が終わりましたので、日程第4、一般質問に入ります。順次質問を許します。

2番議員 堀格君。

2番議員（堀 格君） 堀でございます。議長の許可を得ましたので、1点質問さ



せていただきます。

その前に、先日、川西町小学校の建築現場を寺澤学校建設特別委員長以下、見学をさせていただきました。デザインの的にもおもしろく、しっかりしたつくりで、年末には立派な校舎ができ上がると思います。町長には、いい学校の建設を御決断していただき、ありがとうございました。

立地状況といたしまして、住宅にかなり接近しておりますので、それなりの対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、今年度の予算関係の進捗状況について1点お伺ひしたいと思ひます。

川西町のまちづくりといたしまして、3つの要素があると思ひます。すなわち、コミュニティあふれる住宅ゾーン、整備された工業ゾーン、そして、歴史遺産を抱いた美しい田園風景、この3つがあると思ひます。今年度の予算で、これら3要素につきまして、新たなまちづくりのグランドデザインの策定がスタートを切りました。その中身といたしまして、結崎駅周辺の整備を進めて、一方、唐院工業団地周辺の整備計画をつくることによりまして、豊かな住宅地区を広げ、さらに企業活動に便利な工業ゾーンを広げることによりまして、人と企業を誘致する、そして、一層進む高齢化社会にありまして、年配の方々には日本の古代の歴史に非常に関心が強いですから、そういう方々に多く来ていただいて、我がまちの歴史遺産と田園風景を楽しんでいただき、そしてにぎわいのあるまちにしていく。大都市近郊の川西町といたしまして、これらを上手に組み合わせることでございまして、当川西町の将来は極めて明るいものとなるでございましょう。

人口が増え、企業が進出してくれば、いろんな店も増えてまいります。医療施設や保健施設も増えてまいります。今年度スタートしたばかりでありますので、大きな進展はまだないとは思ひますが、現時点での進捗状況につきましてお伺ひをしたいと思います。

以上1点でございまして、よろしくお願ひします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） まちづくりの整備計画の進捗状況についてでございまして。

まず、結崎駅周辺整備について御説明いたします。

平成24度におきまして、結崎駅周辺整備構想の策定に向けまして、まず庁内検討委員会を立ち上げました。その委員会では、駅周辺の現状や課題、住民アンケートによる住民の意向、また、近鉄や奈良交通に出向きまして、交通事業者の意向などを把握し、検討を重ねて、ベースとなる結崎駅周辺整備構想を策定いたしました。そして、本年度におきましては、このベースとなる構想をもとに、自治会長や地権者など地元の方で構成する周辺地区懇談会、そして、交通事業者や桜井土木、田原本警察署など関係機関で構成する整備連絡協議会を立ち上げまして、そこでは構想の問題点の洗い出しや課題の整理など、各会議で御検討いただき、本構想を現実的で川西町に合った駅周辺整備の計画策定へと進めてまいるように考えております。

続きまして、唐院工業団地周辺整備の進捗状況及び今後の予定について御説明申し上げます。

唐院工業団地周辺につきましては、あくまでも民有地でありますので、周辺の地権者の意向を尊重しながら企業の誘致を図っていくことが大切だと考えております。本年度におきましては、企業誘致をスムーズに進めるための道路や水道などのインフラ整備の計画の策定や周辺農地の測量を実施する予定をいたしております。一方、企業に対しましては、企業立地意向調査を実施いたしまして立地意向を把握するとともに、町の取り組みをアピールしていきたいと考えております。

その第一歩といたしまして、先日の5月29日から31日までの3日間、インテックス大阪で開催されました「中小企業総合展2013」に参加し、PRをしてまいりました。また、平成25年度末には完成予定の大和まほろばスマートインターチェンジの大阪方面が開通の予定でございまして、交通の利便性が飛躍的に向上してまいります。今後はこのメリットを最大限に生かした企業誘致を図っていくことがいいというふうに考えております。

今後もしこうした形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 堀格君。

2番議員（堀 格君） ありがとうございます。こういう問題は、しっかりとしたビジョンを持って長期的に考えて取り組んでいかねばならないと思います。一つ一つのプロジェクトをしっかりとしたコンセプトを持って対応していけば、前々から申しておりますように、人口1万人も夢ではないと思いますので、皆さん頑張っていこうではありませんか。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（森本修司君） 11番 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） おはようございます。議長の許可を得ましたので、行政一般に関しまして町長に質問いたします。

町長御自身、さきの3月議会におきまして、進退については今期をもって町長の職を辞する旨、その意を表明なさっておられますので、一般質問としては今回が私との最後の機会となりました。この20年、お互いにそれぞれにこの職を務めさせていただくことができましたので、さまざまに本町の取り組み等について議論を重ねてきたところであります。いずれにしましても、負託を受けた我々が取り組むべき政治とは、住民の皆さんの意を酌み、それにどう応えていくかということに尽きます。

そういう意味で、今般は、既に通告してありますように、本町の取り組みを通しまして、現在国会で審議中の法案であります。我が国社会保障のかなめを成します生活保護制度の受給抑制を図ろうとしている政府を初め賛成諸党の政治姿勢に対して、これまでの本町での取り組みを振り返って、町長の率直な御所見をお聞かせ願う次第であります。

町長初め皆さん御承知のとおり、今月4日、生活保護法等の改定案——制度が悪くなるわけですので、改悪案であります。これが衆院を通過し、参院に送られました。そもそも本制度は、憲法25条で規定する生存権保障の理念を具体化する取り組みでありまして、決してないがしろにできるものではありません。取り組むべ

きは、この間保護申請を門前払いにしたがために、結果、餓死に至ったような悲惨な事案が生じておりますので、これが大きな社会問題になっております。この水際作戦とも言うべき役所の手法を招かないようにすることが求められている問題であるにもかかわらず、法案は全く逆で、生活保護の不正受給等の防止策との見方を前面に、それらを合法化する中身であり、見過ごすことはできません。このことは国連からも、恥辱のための生活保護の申請が抑制されていることに懸念を表明し、むしろ申請を簡素化するなどの内容で、先月政府に勧告が出されているとおりでありまして、事態がいかにか世間の感覚からずれているのかが、このこと一つとってもわかりますし、その深刻の度合いをうかがい知ることができます。まさに今般の改定は、憲法上のたがをも顧みることなく、実質保護受給のハードルを高めることに目的が置かれているものであって、策としては本末転倒と言わざるを得ません。

この間、町長とも議論を重ね、取り組んでまいりました、本町におけるヒブや肺炎球菌、子宮頸がんなどの各種ワクチン接種への補助や、義務教育終了までが対象の入院医療費助成等々、これら住民の皆さんを取り巻く各種扶助制度の取り組みは、今般の政府が取り組もうとする流れとは逆で、高齢者や子育て世代を中心に、誰もが社会の成員として、その健やかな成長と健康につながることを目的に具体化を図る措置として、独自策も含め、各種制度化を手がけてきたところでありまして、25条を初めとする日本国憲法に基づく行政の取り組むべき当然の姿勢にほかなりません。

そこで、これまでの本町の独自策を含めたこうした取り組みを振り返り、今般のこうした国の姿勢をいかにお感じになっておられるか、自治体の長として20年その職を務めてこられた上田町長の率直な御所見をお聞かせください。

また、今後に向けた本町の取り組みへの御自身の思いもあわせてお聞かせいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 扶養制度に対します取り組みでございますけれども、特に生活保護の制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的に改革がなされていなかったという制度でございまして、今、そうした形で複雑な社会に対応する制度が制度疲労を起こしているのではないかとございまして、複雑化した今日の社会情勢に対応した制度とするために、被保護者の社会的自立の助成を促進して、生活保護の適正化を図ることを目的に、生活保護法の一部の改正が今出されて、審議されているところでございます。

生活保護制度には最後のセーフティネットとしての役割を引き続き十分果たしていくことが求められておりまして、支援が必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後も生活保護制度が国民の信頼に応えられるように、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、そして医療扶助の適正化等を行うための改正であると私は認識しております。

就労による自立の促進のための就労自立給付金の創設や健康生活面に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化について法律上明確化されております。また、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の支援を行うため、生活困窮者自立支援

法も提案されております。いずれも本人の状況に応じた支援ができるように、町や福祉事務所等の相談業務がさらに重要になってくると考えております。

なお、生活扶助基準の見直しに伴うほかの制度に生じる影響につきましては、平成25年度については影響はありませんけれども、平成26年度以降、就学援助や保育料の免除等については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ぶことのないよう対応することを基本的な考え方とすることとされております。

次に、本町の各種の扶助制度についてでございますけれども、国や県の補助金基準を遵守しながらも、高齢者や子育て世代に対する支援策として、本町独自で福祉医療費助成制度などの所得制限の解除や、乳幼児医療費助成制度における小中学生の入院に対する助成、高齢者肺炎球菌ワクチン助成などの任意予防接種に対する助成を実施してまいりました。今後も景気の低迷や核家族化などの社会の状況から、特に子育て世代や高齢者への支援が重要であると認識しておりまして、高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業などの任意予防接種に対する助成等、町単独で助成している事業についても引き続き取り組んでまいることが大切だというふうに考えております。

よろしく御理解いただきたいと思います。

議長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝和也君） この間議論を重ね、町の独自策も含めて、そういった扶助制度については拡充されてきたところでありまして、町長自身、今御答弁いただいたとおりに、そういった取り組みが大切だという認識を常々おっしゃっているとおりで、私も全くそういった姿勢が行政の取り組むべき姿勢だというふうに認識をしております。

そういう町長のこの間ともに取り組んできた姿勢から見まして、先般国会を通過しました——今、生活保護について町長から詳しく、法改正の趣旨については御説明いただきましたけれども、基本は政府が示しているとおりのお答えであったかと思いますが、町独自に取り組んでいる取り組みの町長御自身がお述べのそういった行政の持つべき姿勢、それに対する御自身の取り組み、このことと、今般の生活保護法改正等々に対する理解と認識、ここは、私は取り組む中身の土壌というか、基盤は一緒やと思うんです。しかし、やってる行いが180度変わってきているというふうに、これは私が感じていますが、町長は感じていないということなんですけれども、そこが姿勢としては、本来は国がやるようなことも町が頑張ってるわけですから、それを下から町が変え、県が変え、そして国が変わっていくという取り組みにならざるを得ないというのが今の政治の一つの側面だと思います。

そういう点でいうと、生活保護制度を一つの例に挙げましたけれども、自治体の長の行いとしては非常に矛盾を抱えながらの厳しい側面にあるだろうと、これは私が思っているところですが、町長はそこは感じてないということですが、そういう角度からいかがですか。いま一度その辺をお尋ねいたします。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） まず、社会が非常に複雑化と申しますか、細分化、いわゆる核家族化も含めて状況が変わってきておりますので、今の生活保護の制度そのものはそういう点ではきめ細かくなかった部分があるので改正されたんだと思いま

すけれども、やはり困っておられる方をどういうふうに支援していくかということ、これが一番難しいところだと思います。そうしたことでいろいろ事件も各地で起こったりしておりますけれども、そういうことがきめ細かい行政の中で、我々のような小さな規模の町村ですとある程度わかりやすいんですけれども、大きな都会になってきますと、もう隣とのつながりがなくなってくる、そうした方々をどういうふうに救済していくか、あるいは助けていくかということか、そういうことが非常に大事ですので、これはやはりそれぞれの地域を守る市町村の責任だと思いますので、きめ細かく救っていくことがこれから一番大切じゃないかなというふうに思っております。お答えになってますか。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 確かにそのとおりやと思います。きめ細かな部分は市町村がしっかり住民の皆さんの意を酌んで、それを支えていくということだと思います。生活保護の理解でいいますと、町長はきめ細かに整備していく、社会の状態が変化してくるから、それに見合うように制度もほうも変えていこうと、こういう話ですけれども、今度の根幹でいいますと、先ほどの国連からの勧告がわかりやすいと思いますけれども、要するに受給しやすいようにせえというのが国連から言うてきてる話で、変えようとしているのは、受給を申請しようと思ったら、そこにハードルを設けて、なかなか申請しにくい。それを国連の言葉でいいますと、恥辱のため、とにかく申請したら恥ずかしいなと思うようなハードルを、いろいろ書類の整備を義務づけて、そのことでなかなか申請しにくくなるという意味が国連の指摘には挙げられてるわけでありまして、一番大きい変換点というのはそういうことだと思います。それに付随するいろんなその他の面の細かいところの至らなかつた点、至っていた点、ここらを整備してやっていこうということですからけれども、問題は、その入り口のところが一番の大きな変更点と、こういうことになっているのではないかと思います。これはこれで今国で制度の中身を決めてる問題ですから、ここでどうのこうのと言われても、決まったことに基づいて仕事をしていくわけですから。ただ、そういう意味でいうと、町長はきめ細かな部分は自治体で取り組んでいくということを感じておられますし、これまでも感じてこられていましたし、そういった取り組みは引き続きやっていくということでありました。

私との議論の中でもいろんな平行線の問題はまだ残っていますけれども、例えば財源でいいますと、保健分野などでは、実際一般会計で取り組んでいる保健行事は、特別会計の中に一般財源を入れて取り組んでも同じではないかという意味合いの話もしていましたけれども、そういった問題ですとか、子どもの医療費も入院が義務教育終了まで来ました。通院をどうしていくのかという問題もありますし、地域経済の活性化策として、やっぱり地域の中でお金が、内需が回っていくようにするには、自治体の取り組みとしては、住宅リフォーム制度といったこともまだ話が途上でありますけれども、課題としてはまだまだ残されている問題であります。皆さんの意を酌むためのタウンミーティング、これも基本的には平行線でありますけれども、こういった問題。いろいろとテーマでは議論は尽きませんけれども、いづれにしても、それらの取り組みの基本は、私が今まで述べてた方向で、この職が

務められる間は努めてまいりたいと思いますし、また、町長の意向としましても、やっぱりきめ細かなことをきちんと整備して行って、それが行政の担う責務だという話でありますので、そういった町長の思いが住民の皆さんの意を酌む方向にかなえていけるように頑張ってみてまいりたいと思っております。

町長御自身も、そこら辺、話の途上の問題がまだまだ残っていますけれども、それらも含めて、最後に御自身の思いを語っていただければと思います。よろしくをお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今もおっしゃいましたけれども、生活保護の制度にしましても、実際にお世話をさせてもらってるのは市町村で、決定されるのは県でして、それぞれされているわけですがけれども、大まかな形としては、やはり不正に受給されていることが都市部とかで非常に多く出てきている。そうしたところから、それをやはり締めていかないかんというのが国の一つの課題だと私は思います。それらを制度化したのが今の新しい制度だと思います。国連もいろいろありますけれども、やはり申請は比較的しやすいと申しますか、実際はそういうことで、受給される皆さん方がそういうことで不便を感じられるというのは我々は察知してませんけれども、制度を長く続けてまいりますと、その制度に対する認知というか、よく知られて、いわゆる逆の逃げ道のところからも申請されたりする部分はあるようですので、それらをきちっと整備していかないかんというのでされたことだと思います。

今後、その申請の仕方の運用をそれぞれの地域とか、あるいはまた県の末端も、それをどういうふうに対応していくかというのが私はこれからの課題だと思いますので、徐々に改善されるべきだと思います。

それから、先ほどちょっとタウンミーティングの話も出ましたけれども、私は、それぞれの地域へ行って話をすることも大切ですがけれども、川西町のような規模になってまいりますと、川西町の中で住民を代表して出てきていただいているのは議員さんでして、そして地域をまとめて見ていただいているのが自治会長さんでございます。そして、老人会にいたしましても婦人会にいたしましても、それぞれの団体の役割をしていただいている方々がおられます。そういう方々と我々はまず接しながら、我々の思いをそういう方々を通して皆さんに広げていただく、このことが私は一番大切だと思います。言葉は悪いかもわかりませんが、そんな人たちをほっといて、住民の方と直にすることは私の趣旨に合いませんので、これはもうずっと続けてまいったところでございますので、その辺はひとつ理解をしていただきたいと思います。

そういう形で、先ほどと重複しますがけれども、今後も地域の中できめ細かく対応していくことがこれからの行政で大変大切ではないかなというふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝君。

11番議員（芝 和也君） もう時間が来ますが。生活保護は私と町長は若干観点が違うかもわかりませんが、確かに不正受給の防止は必要やと思うんです。しかし、

全体でいうとほんの数%ですので、数%やからええやないかということでは決してありませんが、非常にクローズアップして出てきますけれども、全体としてはほんの一握りが不正受給やということです。

確かに申請は町村、うちの場合ですと、申請されまして、もうそのまま上げていきますので、生活保護のいわゆる入り口でハードルが高くなっているというようなことはありませんけれども、今度はこれを書類できちっと整備して、書類を出せという話になりますので、本人さんの生活保護の受給ですけれども、その周りにどれだけ扶養義務のない——同居してたら別ですけれども、家族には基本的に扶養義務がありませんけれども、そんなも含めて全部書類をそろえて出てくるという話になりますので、だから国連からはそういう申請しにくいようにするのと違って、もっと申請を簡素化せえという話で出てきているんだという、釈迦に説法の解説であります。そういうことで御理解いただけたらというふうには思います。

ただ、政治の取り組みとしては、私と町長が議論を重ねてきた、そういう中身で、住民の皆さんの意を酌む最善策としては、タウンミーティングの話でいいますと、別に町長がおっしゃっているように代表の方を退けて先に行けというようなことでは決してありません。それはそれで従前どおりきちっとしたらええし、意の酌み方としては、せっかく小ぢんまりした川西町なので、大いに取り組みは可能と違うかということでもありますので、そういう方向でこれからもそういった住民の意を酌み、願いに応えていく町政を進めていくという決意を申し上げまして、きょうの質問としたいと思っております。

議長（森本修司君） 3番議員 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 議長の許可を得ましたので、質問いたします。

さきに通告してありますように、障害者総合支援法の施行による本町の取り組みについてと、町営水道料金の引き下げについてであります。

この6月議会が上田町長の任期最後の議会になりますが、この2つの質問は、本年4月に施行されました法律と、同じく本年4月から適用となった奈良県の水道料金改正条例に関することでもありますので、今回一般質問に取り上げさせていただきます。

まず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法が4月から施行されました。文字どおり障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉に係る給付、その他の支援を行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律でございます。

障害福祉サービスの提供主体を市町村に一元化し、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組むとともに、公平なサービス利用のための手続や基準の透明化、明確化なども重要な課題になっています。また、市町村が行うものとされている中に、地域生活支援のための障害者及び障害児の相談支援事業も重要な施策の一つと私は考えております。

そこで、本町における障害者及び障害児の福祉について、今後どのように取り

組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

次に、町営水道料金についてであります。

本年4月分から、県営水道料金が一律に1立方メートル当たり140円から130円に引き下げられました。さらに、県域全体での水道資産の効率的な運用を図るため、市町村ごとに定める基準水量を超えた水量についても、1立方メートル当たり90円になりました。これは、将来的な水需要を反映した新たな施設更新改良計画を策定し、さらなる経費の削減が可能となったことから、県営水道料金の引き下げに係る条例改正案が昨年12月の県議会で議決されたものでございます。

さらに、県では、新たな施設更新改良計画の考え方として、人口の減少や高齢化の進展などを踏まえた将来的な水需要予測に基づき、県営水道の設備の規模縮小や更新基準の見直しと適切な補修工事による長寿命化に取り組み、施設投資の最適化を図るとしてまいります。

そこで、県の引き下げに対応した本町における水道料金の引き下げと今後の水道事業の計画について、考え方をお尋ねいたします。

以上でございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 2点ございます。まず、障害者総合支援法の施行による本町の取り組みでございます。

伊藤議員の質問にもございましたけれども、障害者自立支援法が、平成25年4月から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ということで、障害者総合支援法が施行されました。法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会を確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として掲げられました。また、制度の谷間を埋めるために、障害者の範囲に難病が加えられまして、身体、知的、精神の3障害に加えて、難病により心身に機能障害を持つ患者も障害福祉サービスの対象となったところでございます。

本町におきます障害者及び障害児福祉について、今後どのように取り組んでいくのかということでございますけれども、本町におきましては、障害のある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、今までも個人個人の状況を聞き取りながら、できるだけ本人等の希望に沿った形でサービスの提供をいたしておりますし、今後も同様のサービス提供ができるようにしていくことが大切だと考えております。

また、地域生活支援事業の相談支援事業でございますけれども、こちらは市町村の必須事業となっております。障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じて必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができる支援をする事業となっております。役場健康福祉課はもちろんのこと、精神相談部門はひなた舎に委託して、それから、身体障害者部門の知的障害者部門に係る相談事業につきましては川西町の社会福祉協議会に事業を委託しており



ます。今後におきましても、事業費の増額をしておりますし、役場窓口のみならず、社会福祉協議会においても相談支援業務をしておりますので、それを活用していただけたらと思っております。

それから、水道料金のほうでございますけれども、県営水道につきましては、議員御指摘のとおり、平成25年4月から料金改正が行われまして、料金単価が立米当たり140円から130円に引き下げられました。さらに2段階の従量料金制が導入されまして、基準を上回る県営水道を受水した場合は、立米当たり90円になるよう改正されました。本町の年間県営水道の予定受け入れ水量は41万3,000立米でございます、2段階従量制の基準を上回る受け入れがなく、通念は年間受水料金の単価は130円となり、413万円の負担減となります。しかしながら、電気料金が平成25年4月から値上げされることなどによりまして、当初予算ベースで年間275万2,000円の負担増が見込まれます。また、平成24年11月に県営水道料金改定に係るアンケート調査が実施されまして、24ございます市町村のうち、本町を除きまして25年中に改定予定の市町は6市町でございます。また、26年4月から値下げを検討しているというのは2町でございます。

本町といたしましては、平成25年度において水道事業計画を策定して、今後の水道事業経営を検討するための計画を策定するための予算を当初予算に計上いたしました。水道事業計画策定の中で、議員御質問の水道料金について検討を行うとともに、老朽化した浄水場の施設更新、県営水道からの受水の割合変更なども検討し、今後15年、20年先の水需要予測を行いながら、現在想定できる条件をもとに、より適正な川西町水道事業体の目標及び将来像を設定してまいりたいと思っております。

また、あわせて安心して快適な給水確保、災害対策の充実や環境エネルギー対策の強化を必要に応じて目標設定してまいります。御理解いただきますようお願いいたします。

議長（森本修司君） 伊藤彰夫君。

3番議員（伊藤彰夫君） 障害者総合支援法が施行されて、国や県からも新たな施策が出されてくるとは思いますが、これからは地域に合った市町村独自の施策が求められています。本町におきましても、障害者の自立支援のさらなる充実を期待しております。

水道料金の件に関しましては、すぐには実現できないように受け取りましたけれども、今後少しでも町民の負担が小さくなるように、十分検討されるよう申し入れておきます。

以上で私の質問を終わります。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 障害者の支援につきましては、今申しましたように、社会福祉協議会で非常にきめ細かく対応いたしておりますので、これからもそうした方々の意見を十分聞きながら、あわせて支援をしてまいりたいと思っております。

それから、水道につきましても、昭和50年に上水道が開始されましてから、

施設が相当老朽化してきております。これらを更新すると、そして県の水道を受水することとどちらがいいかということも含めて、今計画を策定してもらっておりまして、これらもあわせながら今後の料金改定にも結びつけていくのがいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

議 長（森本修司君） これをもちまして一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第5、承認第1号、平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分について、日程第6、承認第2号、平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について、日程第7、承認第3号、平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について、日程第8、承認第4号、平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について、日程第9、承認第5号、平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について、日程第10、承認第6号、平成24年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について、日程第11、承認第7号、平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について、日程第12、承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の処分について、以上8議案を一括上程したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長（上田直朗君） それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨について御説明申し上げます。

まず、今回専決して執行いたしました平成24年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保健事業勘定特別会計、介護保健介護サービス事業勘定特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計の補正予算について御説明いたします。

承認第1号、平成24年度川西町一般会計補正予算についてでございます。

まず、全体の概要を御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

歳入面では、地方交付税で6,821万2,000円の増、事業実績等に伴います国庫支出金等で3,612万6,000円の減があり、差し引き3,208万6,000円の増となっております。

8ページをお願いいたします。

一方、歳出面では、民生費や衛生費等のほとんどの費目で事業の執行残に伴う減額補正を行いました。総務費においてのみ、歳入の増、歳出の減による余剰金を基金に積み立てることとして、1億4,900万3,000円の増となっております。

それでは、内容を説明してまいります。9ページをお願いいたします。

歳入の部、款9.地方交付税でございますが、普通交付税及び特別交付税の増に

より、6,818万円の増となっております。

次に、款13.国庫支出金ですが、事業実績等により確定した額の補正を行うもので、国庫負担金、国庫補助金と委託金を合わせて1,740万3,000円の減となっております。

10ページをお願いいたします。款14.県支出金においても、実績により確定した額の補正を行うもので、項.県負担金、県補助金と委託金を合わせ、196万6,000円の減となっております。

12ページをお願いいたします。款17.繰入金では、項1.基金繰入金において、地域集会所建設等補助事業の実績の減及び川西小学校建設工事に係る原資として学校施設整備基金の取り崩しを予定しておりましたが、工事費の支出が予定していた額より少額で済んだことなどにより、1,455万2,000円の減となり、項2.他会計繰入金において食育推進計画策定事業を一般会計で実施したことにより、国民健康保険特別会計から繰入金が増額した164万円増額したことにより、合わせて1,291万2,000円の減となっております。

款20.町債では、川西小学校内に建築した学童施設の整備費において740万円の減、公営住宅の事業実績により2,570万円の減、そして川西小学校の建設に際し、学校教育施設整備事業債から緊急防災・減災事業債へ有利な起債事業への振りかえができたことにより3,020万円の増となり、差し引き290万円の減額としております。

次に、歳出の部でございますが、14ページをお願いいたします。

款2.総務費では、事業の実績等による事業費の削減のほか、目1.一般管理費において、平成24年度末で退職した職員の退職手当支給に係る特別負担金が不足していたことによる増、目10.基金費において、普通交付税の一部及び各項目の執行残等により生じた剰余金を財政町政基金、減債基金等に積み立てることとしたことによる1億6,295万7,000円の増により、差し引き1億4,979万8,000円を増額しております。

15ページをお願いいたします。款3.民生費では、各種委託料や給付費等の負担金の減、支援給付費等扶助費の減、保育所への入所者数の減少に伴う委託料の減、学童保育に係る委託料の減、学校施設整備工事の減等により、3,412万6,000円の減となっております。

17ページをお願いいたします。款4.衛生費では、国保病院運営負担金、がん検診委託料やごみ処理委託料の減等により、1,613万7,000円の減となっております。

18ページをお願いいたします。款5.農商工業費では、土地改良施設整備管理適正化事業に係る工事費等の減により212万5,000円の減となっております。

款6.土木費では、道路台帳整備委託料の減のほか、交通安全施設設置工事、公営住宅維持補修工事等の工事費の減により、4,947万8,000円の減となっております。

19ページをお願いいたします。款7.消防費では、災害時の機器借料や備蓄資機材の事業費の減により、137万8,000円の減となっております。

款 8. 教育費では、人件費等の減、二階堂小学校委託に係る委託金の減、式下中学校分担金の減により、合わせて 8 5 5 万 5, 0 0 0 円の減となっております。

2 0 ページをお願いします。款 9. 公債費では、長期債償還金の元金と利子の減により、1 9 2 万 8, 0 0 0 円の減となっております。

2 1 ページをお開き願います。款 1 0. 諸支出金では、普通交付税三宅町還付金の減と土地開発基金への繰出金の減により、3 1 9 万円の減となっております。

以上により、一般会計の歳入歳出につきましては、3, 2 0 8 万 6, 0 0 0 円の増額補正となり、この結果、平成 2 4 年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ 4 5 億 4, 5 3 5 万 4, 0 0 0 円となります。なお、平成 2 4 年度一般会計の予算関係としては、先ほどの報告第 3 号の繰越明許費繰越計算書のとおり、総務費においては美幸公園整備に係る事業費、農商工業費並びに土木費においては、昨年度の国の緊急経済対策の補正予算で採択されました事業に係る事業費、学校建設費のうち給食棟整備工事費並びに給食厨房機器購入費について、2 4 年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越させていただいております。

次に、承認第 2 号、平成 2 4 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

これは、療養給付費の減と食育推進計画策定に係る一般会計予算への繰出金の増によるもので、歳入歳出とも 1 0 7 万 2, 0 0 0 円の減となっております。これによりまして、平成 2 4 年度同特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ 1 1 億 1, 2 4 8 万 4, 0 0 0 円となります。

次に、承認第 3 号、平成 2 4 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、各種介護サービス利用実績の減に伴う国保連合会等への負担金の減等で、歳入歳出とも 4, 6 5 0 万 9, 0 0 0 円の減となっております。これによりまして、平成 2 4 年度同特別会計の予算額は、歳入歳出それぞれ 6 億 4, 8 7 6 万 7, 0 0 0 円となります。

次に、承認第 4 号、平成 2 4 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算についてでございます。

これは、通所介護サービス委託料の減等によるもので、歳入歳出とも 1 5 8 万 6, 0 0 0 円の減となっております。これによりまして、平成 2 4 年度同特別会計予算総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 2 1 0 万 6, 0 0 0 円となります。

次に、承認第 5 号、平成 2 4 年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございます。7 ページを御覧願います。

歳出についてですが、下水道整備事業費において下水道長寿命化計画策定に係る委託料の減、下水道維持管理費において補修工事の減により 8 2 0 万円の減となっております。これに伴います歳入ですが、6 ページをお願いいたします。一般配水量の減に伴う下水道使用料 5 4 0 万円、歳出予算の減に伴う下水道事業債の発行 2 8 0 万円をそれぞれ減額しております。

以上によりまして、平成 2 4 年度同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9, 1 3 1 万 8, 0 0 0 円となります。

なお、先ほどの報告第4号の繰越明許費繰越計算書のとおり、昨年度の国の緊急経済対策の補正予算で採択されました事業に係る流域下水道建設負担金について、24年度分の事業費を明許分として財源とともに繰り越しさせていただいております。

次に、承認第6号、平成24年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。

冒頭に報告いたしました水道事業に係る会計処理についての調査結果を受け、決算額と実際の未収金の差を修正するため、収益的支出において過年度損益修正損として1,148万8,000円を計上させていただき、未収金の差異を修正いたしました。

続きまして、専決して今年度、25年度の特別会計の補正をさせていただいた内容について説明申し上げます。

承認第7号、平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。4ページを御覧いただきます。

これは、平成24年度の歳入不足に対し、今年度の回収管理組合からの返戻金を24年度歳入に充当するものであり、前年度繰越金と合わせて、同会計の歳入歳出をそれぞれ1,728万7,000円を増額しようとするものでございます。

以上によりまして、平成25年度の同特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,684万7,000円となります。

以上が予算関係でございます。

続きまして、専決いたしました条例について御説明申し上げます。

承認第8号、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、地方税法の一部が改正されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。3枚目の「条例の概要」をお開き願います。右の欄の概要を御覧いただきたいと思います。内容といたしましては、国民健康保険の被保険者と後期高齢者医療の被保険者が同世帯に属する場合、平成20年から講じられていた保険税の軽減措置について、延長等の見直しを行うものでございます。

以上が専決処分の承認を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

議 長（森本修司君） 町長の説明が終わりましたので、ただいまより承認案の審議に入ります。

承認第1号から承認第8号までの8案件について、質疑ございませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） それでは、ただいま説明のありました8案件のうち、承認第6号の24年度の水道事業の補正と、それから承認第7号、25年の住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正予算、この2本をお伺いいたします。

まず、水道の補正のほうです。これは、今の町長の説明のとおり、冒頭の報告がありましたように、実態と帳簿とで差が生じた、それを帳尻を合わせるための今回の補正と、こういうことでありました。先ほど部長からも、調査の報告内容、

これは詳しく触れていただきましたけれども、結局、実務的にどこでどうやって差ができて、その差で起こったお金がどうなっていたのかというお金の行方とか、どこでどうやって差が生じたのかという意味の原因説明はきちんと行ったということでありましたが、そもそもそういうふうに至った原因、実務上のことなのか、事務的なことなのか、そこら辺について、管理者として、まず何で差異が生じるようなことが起こったのかという原因についてはいかががお考えになっているのか、あるいは、どう承知しておられるのか。

それから、やっぱり事が起きましたら、原因は何なのか、そこから見出す教訓はどうあって、そして今後に対しては再発防止を踏まえてどうしていくのかという、そこら辺の筋道になってくるかと思いますが、その辺、原因、見出す教訓、そして、これからの備えとして、そこら辺、管理者としてのお考えや内容についてお伺いいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） ずっと調べてまいりますと、特に水道の場合は複式簿記でございますし、川西町の場合は職員の数が限られておりますので、全然会計事務をしないで水道へ行って、水道課のほうで総務の担当をしますと、会計事務が大きく負担になってくるわけですけれども、その辺が、十分に勉強しないというか、制度がきちっと定着してない形の中で担当課長についたときに、自分の形でそれぞれやってきた。それがある程度継承されている部分もあるし、自分で改良している部分もある。その辺が一貫性を欠いてきたというのが、私は一番の原因ではないかなというふうに思っております、それぞれ担当した職員をずっと思い出しておりますと、やはり同じ担当で長くいるということは、一面いいんですけれども、また逆にいろんな事件・事故も起こる可能性もございますので、やはり3年か5年にはかわってもらおう。かわってもらおうと、慣れてきたころにまた新しい経験のない職員が行きます。加えて、特に滞納金の繰り越しとかがあります。年度末の認識が違うんですね。我々一般会計の場合は5月31日が年度がわりで、簿記は3月31日です。これの捉え方と、そしてまた、後に前年度分のやつが入ってきたら銀行から通知が来る。それが非常に複雑と申しますか、金融機関も、郵便局もございますし、銀行もございますし、中信もございますし、農協もございます。そういうところから、一律に入ってこない。それを自分がしっかりと認識していなかったために、その辺で混乱が生じたようございまして、それが積もり積もってきてたまってくる。それがまた改良が全然加えられてなくて、ルールというか、一つの筋ができていなかったのが一番悪かったんじゃないかというふうに思っておりますので、これからはそうしたことを十分に簿記の指導をしてもらって、それを一つの形の中へ乗せていこうと、こういうふうに思って、今そういうことをお願いしているんですけれども、それが一番の原因ではなかったかなと思っております。

議 長（森本修司君） 芝和也君。

11番議員（芝 和也君） いわゆる複式簿記の理解というか認識というか、漠と縮めて言うと、要は勉強不足で、そのまま放置して代々来てしまったということだった

かと思えます。今後はそこら辺が発生しないようにということで、後の議案とも関係してくるかもわかりませんが、いずれにしても体制は体制として職員を配置するわけですから、それらの実務について精通せんことには仕方のない問題だと思えます。そういう点では、配置をしてからか、する前かは別としましても、いずれにしてもそれらの実務的な部分で担当する職員がきちんとノウハウを把握して、そしてそれに臨むことが必要ですし、そうなるまでの間は、今回も第三者機関できちんと検証をお願いして調べてもらったということですから、そういう意味では、会計事務所とか、そういったところともタイアップしながらの対応策ということで、これは一般議案のほうで対策、予算立てしておられるかもわかりませんが、そういうふうに思います。

その辺の方針について、もしあれば具体的にお示しいただけたらというふうに思います。

いずれにしても、今回を機に、ならして、そこからスタートということですので、再び同じ轍を踏まないということが大切だと思えますので、その対策をきちんとお願いしたいというのと、それから、住民監査請求もあり、監査委員さんからの指摘もあり、そして今般のこの事案が今に至っているわけですから、これらについて、やっぱり住民全体にもきちんとした説明が必要ではないか。そして、住民の信頼に応える、そういう行政をきちんと担っていくということからも、それらの説明や理解を得ることが必要ではないかと思えますが、その辺についていかがお考えか、重ねてお尋ねいたします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今申しましたように、調査してもらった会計事務所のほうで、どこが一番悪かったか、どこが一番間違っていたかということをも十分調査してくれていますので、それらを含めて今後こういう形で進めていくということの認識、制度化と申しますか、ルール化をまずしていきたいと、こういうふうに思っております。

そして、そういうことを担当がしっかりと把握しながら、やはり複数の職員によって担当していく、このことが大切だと思うんです。このくらいの規模の会計になりますと、課長一人が全部やっていたというような状況ですので、ほかはわからないということが出てきますので、これらも含めて、やはり複数で対応していくということをまず制度化していきたいと、こういうふうに思っておりますし、また、そういうことがはっきりとしてまいりましたら、今も報告させていただきましても、また機会あるごとに皆さん方にそうしたことで十分やっていくことを示しながら、信頼の回復に努めていきたいと、こういうふうに思っております。

議 長（森本修司君） 芝君。

11番議員（芝 和也君） ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、7号の住宅新築資金についてお伺いいたします。

これは、例年、繰上充用の処理をしている、そういう予算であります。いずれにしても、お金の流れとしましては、前年度の分の不足する額を翌年度から繰り上げて充用しておいて、今年度出てきてそれを入れると、処理としてはこういう流

れで行われているわけであります。町長との議論では、いわゆる回収の問題をどうしていくのか。町長は、とにかくしっかり回収に努めて、今滞ってる部分についても、どれだけ焦げつきになるということを引きちんと出してから皆さんにはお示ししたい、それまでは回収に努めると、こういう話でありました。それで、今年度末ですけれども、この滞っている件数、額が22件で約6,500万円。その滞りで未収分の6,500万円とは別に、借りてるお金を町が返済する、こっちの額が24年度末で約3,300万円あると。それで、返済計画は、この3,300万円をいつまでに返していかなんのか、そこら辺は出てると思いますので、まず事務方として答弁いただいたらいいですが、この返済残額、これが前年度末で3,300万円でもいいのかどうか、それから、返済計画として、あと何年の計画になっているのか、答弁をお願いしたいと思います。

その上に立って、要するに返済残高が3,300万円、町が回収する焦げつきが6,500万円、そのうち何ぼかは入ってきてますけど、マックス6,500万円。要は、6,500万円の未収を残しながら、返済残額は3,300万円までもう返していってるということは、未収やけども、返済せんなん分は税金を使って先に返していってるという状態に、お金の处理的には既に入ってきてますから、要は税金を使っての返済になるということは、税金の支出にかかわる問題ですので、そういう点では、冒頭言いましたように、町長は回収のめどがきちんとしてから皆さんには説明するということでしたけれども、そこを、もう既に税金を突っ込んでるということは、それを待たずして説明が要るのではないかと思います。いずれにしても、その説明について、まずお金の流れが6,500万円のマックスに対して3,300万円の返済残が来てるから、もう一般財源、税金をつぎ込んでるという認識はお持ちやと思いますが、それはお持ちかどうか、そして、説明をどうするのかということで、事務方には先ほどの確認と、町長には今の2点、答弁をお願いしたいと思います。

議長（森本修司君） 松本部長。

建設産業部長（松本雅司君） それでは、償還ですが、本年度の償還額、最終年度で3,308万7,737円でございます。なお、最終の償還は、平成32年度をもちまして全ての償還が終わる予定でございます。

以上でございます。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今後についてのことですけれども、川西町の場合は、土地につきまして、それぞれ貸し付けてる部分について抵当権を設定してもらっております。これらにつきまして未収の分については、これから回収してもらおう管理組合の担当の皆さんとその辺を十分詰めながら、今後、いわゆる行政執行と申しますか、そういうことも含めて対応してもらっていくことが大事だと思いますし、各市町村とも返済の終局が近づいてますので、それらも含めて町村がどういう形で国に対して救済を要求されていくのか、また、そうした負担について県の補助をどのくらいもらえるのかということが多く出てくると思いますので、我々はそういう動きを含めながら、川西町の場合は、今申しましたように抵当権を設定しておりますから、



これはやはり強制してやっていただく、それでどこまで回収できるかということだと思いますので、これからはそういうことを進めていただく、そうした終末に差しかかっているなということは自覚しております。（「返済の額に、未収が残ってるから、既に税金を入れてるということは、認識は」と芝和也君呼ぶ）

はい、認識をしております。最終的にはそれで清算しなければならんと、こういうふうに思います。

議 長（森本修司君） 芝君。

11番議員（芝 和也君） いずれにしても、いつもお答えいただいているように、回収に頑張ると。そして、抵当権を設定している案件については強制執行も含めて手を打っていくと、こういう話でありました。

しかし、いずれにしても、町からのお金の返済については、未収分を残してるから税金を入れてるということについては認識はあるということでもあります。いずれにしても、事は税の執行に係る問題ですから、そういう点で、繰上充用の策にしても、入ってくる分があれば繰上充用して使っておくということはいけませんが、いわゆる未回収については、マックスで6,500万円ですけれども、これがどこまでいけるかわからないという問題もありますし、現にもう既に亡くなっておられる方もいて、保証人の行方についても、亡くなっておられるとか居所不明の場合で、言うて行くところがないというふうな物件も出てきているようですから、それらについては、事実上もう焦げついてくることになろうかと思いません。

そういう点で、最終的な返済は32年ですので、そこまで町からはきちっと返済を負っていきますけれども、当座はとにかく返済に関しては税金を投入していくということになりますので、そういった税の投入に関してきちんとした説明をやはりするべきではないかと、こういうふうに思います。これは、やっぱり自治体の長の努めというふうに心得ますし、町長の場合は、この貸付制度の始まった当初の時期から職員として在籍もされておりましたし、課長として担当されてきた時期も当然あるわけですから、そういう点では全体の流れ、状況を把握されている本人さんの一人でもありますし、そして、現職町長ということでもありますので、そういう点では、任期終了後バトンを渡すということではなく、自らの在職中に一定の方向性の説明、「今こういう状況になっておりました」ということが必要ではないかと思えます。全体の流れを知る者として、ぜひ皆さんにその辺の説明をすることを重ねて求める次第ではありますが、御答弁をよろしくお願いします。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 今のところは、先ほど申し上げましたことが私の説明でございまして、やはりこれから先の動きということで、それを見きわめていくことが大切だと思いますので、その辺でひとつ御理解いただかないと、今ここでというわけにはまいりませんので、よろしく御理解いただきたいと思います。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより

討論に入ります。

討論ありませんか。

芝議員。

11番議員（芝 和也君） 賛否両論ありますが、今般提案の専決処分の承認案8件に対する討論を行います。

態度表明ですが、承認第7号のただいま質疑しました住宅新築資金特別会計を除きまして、いずれも賛成し、承認をするものであります。7号につきましては、これまで同様、反対ということであります。

1号から5号までの24年度の一般会計並びに国保、介護事業、介護サービス、公共下水道の各補正予算は、事業の実績に基づく精算によるものが中心で、それぞれ減額することで予算を調整するための措置であり、適切に処理されているものと判断いたします。

6号の水道事業会計は、3月の予算議会の折にも町長から報告されておりましたように、住民監査請求がなされ、監査委員の指摘もあり、会計業務の改善を町長が示されていた問題であります。今般、会計士等にも委託をし、調査の結果、約20年にわたって累積計上されていた過年度の未収金を平均で年間50万円、合計で1,100万円程度、決算処理上は欠損が生じていたにもかかわらず、会計帳簿には欠損処理をせずに記載し、未収金として各年で数字が残ってきたものを減額処理することで、実際に合致させて調整を行おうとするものであります。先ほどの質疑でもありましたが、会計処理に不慣れなことから生じた問題として、この問題、安易にそうですかと言うわけにはまいりませんが、原因を探り、教訓を見出し、再発防止に努める旨、方針を立てて今後に備えるというふうに決意もされておりますから、これから先、それらをきちんと履行しながら住民の信頼に応え、公営企業としての責務を全うするよう求めておくものであります。

今般の事象を機に、同じ轍を踏むことなく、十分に住民の皆さんの信頼に応える行政としての務めを果たされんよう、重ねて申し添えておきます。

8号の国保税条例であります。地方税法の一部改正による条例変更でありまして、後期高齢者医療制度の実施後、国保においてとられていた措置を延長するための見直しを図るものであります。地方税法の一部改正には、富が集中する一部大企業等、強者に対する新たな軽減策等の創設も見られますが、こういった問題点はあるにしましても、今般の専決処理における本町に係る部分については、そうした問題とは中身を異にするものでありますので、条例改正そのものについては賛成をいたします。

以上が専決案件の賛成の立場からのものであります。

次に、反対の立場からの7号の住新の専決処分についてであります。

毎回町長とは議論を重ねている住新特別会計であります。先ほどの審議でも、結局は平行線のままで、問題解決といえますか、住民説明に向けての進展はありませんでした。要は、貸付金の返済が焦げついた場合は税金で処理をせざるを得ないというのが根本でありますし、この根本については町長も認識をお持ちでありまして、意見の一致は見ているところであります。事は税金の支出でありま

すから、その用途はおろそかに扱える問題でないことは承知のとおりであります。

ですから、一連の処理を行おうとするならば、住民の皆さんに事情をきちんと説明し、納得してもらって初めて適切な処理がなされていることになるわけであり、現在既に税金による穴埋めは始まっていますので、時間的猶予はないものと判断しております。事後報告で報告をするということは幾らでも可能であります、住民の負託を受けて税の執行に関する権限を与えられている者が行う取り組みとしては、とるべき態度ではないと私は考えます。再三その旨要請し、説明の実施を求めてきたところではありますが、町長としては、これまで述べたことが説明だということでありまして、住民に対する説明という場が設けられなかったことについては、まことに残念でなりません。本年8月4日が町長の任期ということでもありますので、まだ2カ月近く在任期間はありますので、ぜひその間で住民の皆さんに理解をいただくべく、説明に踏み切られんことを改めて求めまして、それがなのままの本会計処理については賛成するには至りませんので、反対する次第であります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

堀 議員。

2 番 議員（堀 格君） 各議案に賛成の立場で若干申し上げたいと思います。

特に水道事業につきましては、先般私も監査委員になりまして、報告を聞いたところでありますが、結果的に会計士等に調べてもらった結果、料金収入のシステムと最後に財務諸表に結びつける会計システムとが合わなかった。しかも、料金収入のシステムをずっと調べた結果、それは特にそごはなかったということで、過去のものがそのままずっと残ったというのは、ある意味で今日まで放置された点は若干残念な面はありますが、財務上の修正をするということであって、現実には実損が発生するわけではありませぬので、この際、これを修正して、会計士さんの指導を得て今後きっちりやっていくということですので、これはこれで処理するというので、いいのではないかとこのように思います。

それから、住宅の関連の承認第7号でありますけれども、基本的には回収組合に積極的に働きかけていくということしかないようであります。とりあえずは借りたものは返していかないかんということであります。この専決処分については賛成したいと思います。

その他、特に問題はありませぬ。以上でございます。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第1号から承認第6号までの6承認案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、原案のとおり承認いたしました。

次に、承認第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 挙手多数により、原案のとおり承認いたしました。  
次に、承認第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長 (森本修司君) 挙手全員により、原案のとおり承認いたしました。  
お諮りいたします。

次に、日程第13、議案第40号、平成25年度川西町一般会計補正予算について、日程第14、議案第41号、平成25年度川西町水道事業会計補正予算について、日程第15、議案第42号、川西町税条例の一部改正について、日程第16、議案第43号、川西町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、日程第17、議案第44号、川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく基準を定める条例の制定について、日程第18、議案第45号、山辺広域行政事務組合の解散について、日程第19、議案第46号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について、日程第20、議案第47号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について、日程第21、議案第48号、奈良県広域消防組合の設置に関する協議に関し議決を求めることについて、以上9議案を一括上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (森本修司君) 異議なしと認め、一括上程いたします。  
議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町長 (上田直朗君) 続きますして、議案第40号から議案第48号までの平成25年度の一般会計、水道事業会計の補正予算並びに条例等の改正について御説明申し上げます。

まず、議案第40号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてでございます。5ページをお願いいたします。

歳入の部といたしまして、地方交付税において普通交付税の増、衛生費県補助金において、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金制度の終了に伴う補助金の減により、差し引き449万円の増額をお願いするものでございます。

歳出の部でございます。6ページをお願いいたします。

款4.衛生費におきまして、健康管理システムを整備するため、国の実証実験のモデルに採択されたことに伴いまして、システム使用料が不要となったため、157万9,000円の減額をお願いするものでございます。

また、款6.土木費並びに款7.消防費におきまして、スカイタウン自治会が住宅地内に設置されている既設の調整池を再整備するに際し、公園遊具と水道設備を再整備にあわせて実施するもので、合わせて202万6,000円の増額をお願いするものでございます。

款8.教育費、項5.幼稚園費におきまして、嘱託職員の退職に伴い、新たに採用する日々雇用職員の人件費として152万3,000円を計上しております。項

7. 保健体育費におきまして、体育館の非常用発電機取替工事に要する経費として252万円の追加をお願いするものでございます。

以上によりまして、歳入歳出それぞれ449万円の増額補正をお願いするものでございます。これによりまして、平成25年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億7,030万2,000円となります。

次に、議案第41号、平成25年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。2ページをお開き願います。

収益的支出につきましては、4月1日付の人事異動に伴う人件費の調整として939万4,000円の増額、新会計制度の移行に伴う基盤整備及び支援委託業務費として472万5,000円の増額を行うもので、合計1,411万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、資本的支出におきまして、場内のセキュリティ強化のため、監視カメラを設置する経費等として153万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が平成25年度補正予算関係でございます。

続きまして、条例の一部改正等、予算外の議案等について御説明をいたします。

議案第42号、川西町税条例の一部改正についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、これは、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国税の見直しに合わせて、延滞金及び還付加算金の利率の引き下げを行うものでございます。

次に、議案第43号、川西町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、これは、川西町内で新型インフルエンザ等が発生した場合、総合的かつ有効的な対策を的確かつ迅速に行うことにより、その感染拡大を防止し、町民の生命及び健康を確保するため制定するものでございます。

次に、議案第44号、川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく基準を定める条例の制定についてでございます。

1枚おめくりをいただきまして、これは、工場立地法に定めている工場敷地面積に対する緑地面積の割合を現状の20%から10%に緩和するもので、これによりまして、工場敷地の有効活用によるさらなる設備投資が見込まれますとともに、生産性の向上が図られることを目的といたしております。

次に、議案第45号、山辺広域行政事務組合の解散についてでございます。

これは、奈良県広域消防組合の設立に伴う山辺広域行政事務組合の解散に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。

次に、議案第46号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分についてでございます。

これは、奈良県広域消防組合の設立による山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分を構成市町村と協議の上定めることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。

次に、議案第47号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継についてでございます。

これは、奈良県広域消防組合の設立による山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継を関係市町村と協議の上定めることについて、山辺広域行政事務組合同規約第16条の規定により議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。

次に、議案第48号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてでございます。

これは、消防の事務を処理する一部事務組合を設立することについて、構成市町村と協議の上定めようとするもので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。

補正予算関係、条例関係については以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（森本修司君） お諮りいたします。

ただいま説明のありました日程第13、議案第40号から、日程第21、議案第48号までの9議案につきましては、14日に審議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

続きまして、日程第22、選挙第4号、川西町選挙管理委員会の委員の選挙について及び日程第23、選挙第5号、川西町選挙管理委員会の補充員の選挙についてを一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認め、一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法といたしましては、議長よりの指名推選によりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。

選挙管理委員会の委員には、福山清一君、河村一哉君、木寅學君、富士川温彦君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会の委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森本修司君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました福山清一君、河村一哉君、木寅學君、富士川温彦君、以上の方が選挙管理委員会の委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会の補充員には、吉田昌廣君、藤田一郎君、吉崎登佐夫君、上田修三君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員会の補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。したがいまして、ただいま指名いたしました吉田昌廣君、藤田一郎君、吉崎登佐夫君、上田修三君、以上の方が選挙管理委員会の補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 異議なしと認めます。したがいまして、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

続きまして、日程第24、同意第2号、川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

町議長(上田直朗君) 同意案第2号の川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任についてでございます。

現在委員をしております勝嵐誠二氏の任期が満了となりますので、引き続きお願いしたいと考えております。御同意賜りますようお願いを申し上げます。

議長(森本修司君) ただいま町長より説明のありました同意第2号について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 質疑がないようですので、討論を省略し、採決いたします。お諮りいたします。

本件について、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

議長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会し、明日から13日までは休会とし、6月14日午前10時に再開いたします。

長時間ありがとうございました。

(午前11時40分 散会)

平成 2 5 年川西町議会  
第 2 回定例会会議録

( 第 2 号 )

平成 2 5 年 6 月 1 4 日



平成25年川西町議会第2回定例会会議録（再開）

招集年月日	平成25年 6月14日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成25年 6月14日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健      2番 堀 格      3番 伊藤彰夫      4番 石田三郎 5番 今村栄一      6番 松本史郎      7番 寺澤秀和      8番 森本修司 9番 杉井成行      10番 中嶋正澄      11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 上田直朗                                      副町長 松本ひろ子 教育長 山嶋健司                                      理 事 坂口 歩 総務部長 森田政美                                      会計管理者 寺澤伸和 福祉部長 下間章兆                                      産業建設部長 松本雅司 教育次長 栗原 進                                      水道部長心得 福本哲也 財政課長 西村俊哉                                      まちづくり推進課長 安井洋次  健康福祉課長 奥 隆至	
	監査委員 木村 衛	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘  モニター係 増井 肇	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	3番 伊藤彰夫 議員	4番 石田三郎 議員

## 川西町議会第2回定例会（議事日程）

平成25年6月14日（金）午前10時00分再開

日程	議案番号	件名
第1	議案第40号～ 議案第48号	質疑・討論 採決
第2	発議第2号	町長 上田直朗氏に対する感謝の決議

(午前10時00分 再開)

議長(森本修司君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。過日、当局より提案説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

議案第40号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第48号、奈良県広域消防組合の設置に関する協議に関し議決を求めることについての9議案について、質疑ありませんか。

11番 芝和也君。

11番議員(芝和也君) それでは、41号の水道補正と、それから45号から48号までの消防関連の4本の議案について若干お伺いいたします。

まず、水道です。これは、会計制度の変更によりまして、ノウハウを持っている人から支援体制を受けると、そういうふうなことでの整備でありますけれども、会計制度としてどういうふうに変わっていくのか、その変更の中身について説明をお願いします。

それと、先般の水道の問題もありますので、いわゆる職員の勉強の機会、これをどういうふうに進めていくか。町長としては、そういう時間をどう確保しているかとされているか、その辺をお尋ねいたします。

以上、よろしくをお願いします。

議長(森本修司君) 町長。

町長(上田直朗君) 詳細につきましては水道部長のほうからお答えいたしますけれども、職員がそうした経験なしに直接担当になりますと、全然わかりませんし、しかも、担当している職員が1人ということで、総務課長がほとんど担当しているんですけども、そういうことで引き継ぎ的な形が今までなかったわけですし、そういうことも含めて複数の職員で認識をしながら、制度を統一化するとか、一つのルールの中で進めていくような形で、個々に指導してもらって、こうするべきだということを教えてもらったらいいなというふうに思っております。

具体的なことにつきましては、担当部長のほうから御説明申し上げます。

議長(森本修司君) 福本水道部長。

水道部長心得(福本哲也君) 水道会計の改正についてでございますが、かなり多数の改正がありまして、大きいところでは内部留保金の使い道の限定の仕方が変わったり、あと、積立準備金、例えば退職金の積立金の積み立て方とか修繕費の積立金とか、そういうふうな形で細かいところまで、企業会計に変わったような形で変わるということを聞いております。

あと、委託でどういうことをやるかということですけど、その改正もありまして、その中で、会計の処理方法によっては経営が左右されるような会計制度の見直しもありますので、その辺で、うちとしてはどういうふうな形で規則を改正するのがいいのかというような検討も含めて会計等を見直していきたいということで考えています。

以上です。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 経営的にうちの水道にとってどういうことでしていくのが一番利益につながっていくかという、その辺のやり方も含めてノウハウを心得ている方にそれを外部委託をして、そして身につけていこうと、こういうことであつたかと思えます。

町長自身も、先般の初日の本会議のときにも、複数体制でやっていって、そういった引き継ぎがきちんとしていけるようなルールづくりをということでおっしゃってました。いずれにしても、この補正は今年度の分ですけれども、一定軌道に乗ってきて、きちんとしていけるまでは、通念でそういう機会を要所要所で設けていって、体制をきちんとしてバックアップしていくようなことは必要ではなかろうかと、かように思います。

その辺の手だてを今後の水道の一つの方針として持っていって、単年度で終わらずに、通念で機会があればそういう機会を設けながらやっていけるという方向で臨んでいただければと思いますけれども、その辺のところをお聞かせください。

議長（森本修司君） 町長。

町長（上田直朗君） 今申しましたように、実施をしていく中で、それぞれやっていく部分を一つ一つ点検しながら、これはこういうふうに改良すべきだ、これはこれでいいというような形で、1年間ほどかかって個々にしてもらって、その結果によっては、あとは自立すると申しますか、各自いけましたら、定期的に見てもらって、帳簿を見ながら指導してもらったらいいかなというふうに思っております。その辺は今後の1年間の進みぐあいと申しますか、理解のぐあいによっては、その辺を考えていったらいいんじゃないかなというように思っております。

議長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） よろしくお願ひします。

続きまして、消防関連に移ります。

まず、この12月からのスタートに向けまして、今準備が進んでいるところがあります。一つは、山辺の解散の議案が出ていますけれども、これが仮に解散に至らなかった場合は、制度上は、川西町だけが残るのではなく、山辺広域消防事務組合、現行の事務組合として奈良県統一の広域連合から残ると、こういう形になろうかと思えますけれども、その確認を事務方から説明をお願いします。

それと、普通、こういう統合問題に関しましては、いろいろ仕事をしているけれども、今のような体制でばらばらでやっていたら、いろんな不都合がいっぱいあると。全体があっちでもこっちでもみんな共通してやってるわけやから、これはもうひとつ統合していったほうが合理的やでと、こういうふうな形で統合というのは発想が出てくるのかなと思っております。市町村合併のときもそうでしたけれども、そういう形の合併構想であれば、もっと話になっていくと思えますけれども、そうでなくて、市町村合併のときは、合併ありきみたいなのが先に出てきましたので、磯城郡全体にしても一つの経済圏ではないですので、旧磯城郡でまとまるという話も、一見まとまりそうに思えますけれども、なかなかまとまらへんというふうなことも

あろうかと思えます。

それはそれですけれども、いずれにしても、この消防問題は、そういう意味でいいますと、既存の状態、これまで山辺広域として首尾よくやってきているわけですが、何かそういった不都合があって「合併の話が出てきたし、この際」という形になっているのか。その辺、どういうぐあいで、合併に至る何か不都合があってそうなっているのか、その辺を町長としてはどう理解されているか、認識を伺いたいと思えます。

それから、もう1点、一本に統合していくということで我々が説明を受けているのは、無線のデジタル化の期限が近づいてきていて、過去10年ぐらい前からの話ですが、結局遅々として進んでなくて、今日に至っていたと。それを一本で進めていくと、それぞれの経費負担が少なくなって、有効に使えるというふうなことからも、一つのメリットがあると。それから、統合することによって、本部職員なんかは人数的には絞っていくことができるので、そういう点でも消防職員全体の体制の中で有効に人員活用ができる、こういうふうなことで統合のメリットという話は説明を受けているところであります。

ところが、この話が起きて、手続に向けてずっと進んでいますけれども、結局、事務の統合、その他の統合、いろいろあわせていきますと、なかなか煮詰まってこない。だから、いずれにしても財政的な面でいうと、結局は現行の体制の状態の、いわゆる自賄いでやっていきなさいというふうなことがどんどん色濃くなってきて、話としては今日に至っていると。合併は合併で進めますけれども、当座は財政的な部分については自賄いでやっていきなさいと。給料もそれぞれ別々ですし、そういうふうな問題も含めてそんな状態になってきてますので、結局は合併だけは進んでいくけども、肝心のまとまるべきところは、十分煮詰めて、さあ、用意ドンで行こうということにならずに進まざるを得ないというのが今の状態ではないかと思えます。

そういう点でいうと、バスは動き出してる、動き出したバスに乗り遅れんように今乗っておかんと、という形式にどうしてもならざるを得ないような側面もあります。そうなりますと、住民の皆さんに対する説明といいますか、消防に関して、なぜこの合併になって、これからどの方向に向かっていくんだというふうなことも含めて、きちんとした体制で出発して、こうなりますというふうな話にはならないまま、動き出す車に乗ってるみたいなものですから、そういう点ではなかなか無責任ではないかというふうな側面もうかがえますので、そこら辺、町長御自身は、今般の議案の提案者でもありますし、消防行政理事者の一人としても、その辺をどのようにお考えになっているか、お伺いします。

議 長（森本修司君） 総務部長。

総務部長（森田政美君） 現在、山辺広域消防事務組合に加入しておりますけれども、1団体でも議決いただければ、山辺広域として一組には参加できないということになっております。

ちなみに、6月13日の新聞に、香芝市が総務経済委員会で否決という形になって、まだ本会議は24日になるんですけれども、これを受けて、もし香芝市が参

加しないということになりますと、広陵町の見解といたしましても参加はできないということで、いたし方がないということでございます。

それと、町長からまた説明がありますけれども、経費的な部分で今事務局から示されている部分につきましては、当初、広域化することになって、76名減員で6億円程度の経費が削減されるであろうという見込みでしたけれども、今現在、事務局のほうから示されている数字といたしましては、63名の減で4億円程度の減額になるであろうということでございます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） なぜ統合していくのかということで、山辺組合の中で不都合があるから奈良県一本に統合するのかということでございますけれども、決してそういうことではございません。平成18年に消防法が改正されまして、消防法の中で広域化に向かって進めていくという国の方針が出されましたので、その方針に従って奈良県が一番先に広域化に取り組んでいるということだというふうに私は思っております。

やはりこれからは全てそうですけれども、重複する部分がありますので、広域化の中で消防署の設置も合理的に進めていかなければいかんと思っております。特に、管轄する区域が山のない平坦だけで組織しているところは、非常に効率よくできるわけですが、やはり山間を抱えているところは、それだけの数を、消防署員も確保しなければならんし、消防自動車も確保しなければならない。その維持管理はかなり多く要るわけです。山辺の場合は、そういう部分におきましては、今までは宇陀、山添のほうが大きな山を抱えていますので、効率的には余りよくなかったと申しますか、そういう形で進めておりますので。そういうことを奈良県全体として考えたときに、奈良市や北のほうの都市は、小さな規模でもある程度効率よくいけますけれども、南のほうへ行って山間部になってきますと、やはりそれなりの配置をしていかないかん。それを配置しようとなると、広域化の中でそれをお互いに持って維持管理をしていくということが合理的だと、そういうことから始まったと私は思っております。それは、自分のことだけじゃなしに、やはり奈良県全体のことと考えていかなければいけないのじゃないかなと思っております。

ちなみに申しましたら、山辺広域の中では、交付税の中に算入されております消防に関する費用の需要額は九十七、八%、庁舎を建てますと100%を超えて負担していく年もありますけれども、山のない小さな——特定の名前を挙げたらいけませんけれども、香芝市とか広陵町とかは山がない中で、そういう管理をしようと思いましたら、基準財政需要額の七、八十%で終わるわけでございます。そういう形で、小さいところにしたら余りいいことではないと思うんですけれども、やはりそういうことをお互いに考え合っていくこと、それが地域社会、奈良県全体を考えたときに、県の姿勢だと思いますので、これはやはり全体として考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。そういうことでございます。

議 長（森本修司君） 芝議員。

11番議員（芝 和也君） 町長がおっしゃいましたように、出発はやはり消防法の改正の広域化の話だというふうには思います。ただ、知事さんが、今町長がおっしゃ

ったような観点から、しっかり県の行政として消防行政について県できちんと財源も支弁をし、そういう取り組みを図っていくという姿勢はまず前段としてあってしかるべきではないかと思えます。お考えはいろいろあろうかとは思いますが、いずれにしても、今の町長の説明にありますように、効率よくいこうと思えば、この国中だけでやっていけば効率がいい。山を抱えてくると、そういう点では効率が悪くなっていく。でも、奈良県全体でいいますと、要するに全体の4分の3ぐらいが山ですか、そうやってきますので、そこをどうカバーしていくか。この国中に消防組織が幾つかあります。奈良県内の人口で見ますと、そこに大半の人が住んでいますけれども、その消防組織の財源を使いながら全体を一本化しようという構想ではなかろうかと、これは今の動きからそう見てるんですけども。

そう考えた場合、奈良市や生駒市の場合は、要するに自分とここで賄える分をそうやって全体の効率を考えると、みんなで一緒にやったら南の山の分もいけるという話になるさかいに、「何でそれをせんなんの」ということで今に至ってるのかなと思うんです。それはそれです。お互いをどう考えるのかという見方やと思いません。それはやっぱり県の仕事としてきちんとやっていくべきだと。県も我々市町村と同じ地方自治体であるわけですから、自治体の責務としてその仕事を行っていく、それを市町村任せに——任せと言うたら語弊がありますがけれども、今のような形になってくるといえるのは、市町村にとっては負担になってくるといえることだと思いません。

部長から経費的な説明がありましたけれども、全体での若干の減というのは出てくるかと思えますけれども、事実上は山辺で進めていっている仕事はものすごく負担があって、合併することによって負担が解消されるというふうなことではありませんし、また、消防団は山辺管内の1市3町1村のそれぞれの市町村が山辺広域から事務を一旦引き継いでいますけれども、結局、この同じ管内でいえば、山辺広域として引き続き消防行政を担ったとしても、その消防は市町村からまた広域に戻るだけのことですから、事務の内容としても、町村の負担分としても、基本的にはそんなに変わってくるものではないというふうに思います。そういう全体を考えての合併ということですけども、出発はするけれども、財源的にはどう工面していくかということ、当座はそれぞれの組織内の自賄いでやっていきなさいと、こういう話になってくれば、最初うま味として出ていた部分はもうほとんどなくなってきてるのに、統合だけがとりあえず進んで出発するみたいな話になっていくのではないかとこのように思います。

ですから、合併は合併として進めていくのやったら、そこも含めて帳尻を合わせて、方向性を出して、きちんと皆さんに説明ができる、住民の皆さんに対してもどういう合併で何で進むのかということが説明できる、「体制はこうなります」と。「今まだその分はわからしません。いや、ここもまだわからしませんねん。自賄いでせえということだんねん」というのを残してするのではなくて、そういうことが本来の筋道ではないかと私は思います。

その辺、町長自身、住民の皆さんにする説明にしても、求められたら、なかなかそこら辺は説明しようにもできない部分というのは結構ありますから、そういう

点で言うたら、「いやいや、それは言われましても」ということにならざるを得ない出発というのには、踏み切るべきではないのではないか。当初は、川西町だけが残ったら、あと消防全体が合併してくる、うちで全部の消防行政をやっていくという認識を私は間違えて持ったので、これは選択の余地がないなというふうには思ったんです。しかし、この間ずっと経過を聞いてくる中、作業を進めてくる中、じっと考えてみると、山辺広域として機嫌よくやってきたものをそのまま引き続きやっていくのか、奈良県全体として統合して、さっき町長が言わはったように、南の山のほうも全部見るために、ここら辺のお金も全部使って奈良県全体でやっていくのか、その選択だというふうには私は流れ的には思っているんです。その辺、無理な出発だというふうには私は思うんですけども、町長御自身、提案者としてその辺の認識はありませんか。

また、説明に対して、町長は求められた場合、説明のしようのない部分についてはどうすべきだというふうにお考えか、その辺、重ねて聞いておきます。

議 長（森本修司君） 町長。

町 長（上田直朗君） 自賄いと申しますか、それぞれの消防署がやってきた分を急には統合できないと思います。既に消防署が整備できて、起債の償還も終わってる組合もあるわけですね。山辺はこれから建てて、この起債を返していくわけですが、ほかの組合にそれを負担させるというわけにはいかんと思います。そういうことも含めて、起債の償還が大体終わりそうな十数年間は、やはりそれぞれ自賄いで、徐々に合わせていく、職員の数も統合していかなきゃならんだろうし、職員の給料もまちまちですから、これを何年間かの間に徐々に直していくというのが一番いい方法じゃないかなと私は思っております。自賄いでお互いに最初はスタートして、そして何年か後には統合していく、そういうことが一番大切じゃないかなというふうに思います。

先ほどから財政の負担のことばかりになりましたけれども、今行われておりますように、電子機器を初めとしてデジタル化して、そういうことは相当な費用がかかりますけれども、これは統一してこれからスタートする分ですから、全体の中で費用負担したらいいと思います。

そういうことで、それぞれの事情を持っている消防組合の負担はしばらくはそのままにしながら、徐々に統合していく。これを一遍にすると、相当混乱が起こると思いますし、そういうことも含めて、私はこれから10年なり15年かかってそれを徐々にしていくということが大切ではないかなと、こういうふうに思っております。そこは恐らく皆さんは説明したら理解してくれはるんじゃないかなというふうに思っております。

議 長（森本修司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

芝和也君。



11番議員（芝 和也君） それでは、過日の本会議で提案のありました議案第40号、平成25年度川西町一般会計補正予算についてから、議案第48号、奈良県広域消防組合の設置に関する協議に関し議決を求めることについての9議案に対する討論を行います。

態度表明であります。40号から44号の5議案には賛成であります。45号から48号の消防統合関連の4議案については反対をいたします。

40号と41号の補正予算ですが、一般会計ではワクチンの法定接種化や国のモデル事業に該当したことなどによる財源調整を初め、スカイタウン自治会の造成地工事に伴う公園整備や体育館の非常用電源の整備など、いずれも必要かつ妥当な措置と判断するものであります。

水道では、セキュリティの強化と会計制度の変更に伴い、必要な予算を確保しようとするものであり、財源措置については妥当なものと判断します。また、水道においては、会計帳簿の記載とその事務処理において、これまで誤った処理がなされていたことが判明し、今般その原因を探り、再発の防止と住民の信頼回復に努める旨、管理者である町長からも先だつての本会議で言明があったことは、皆さん承知のとおりであります。今般の会計制度の変更に伴う措置として新たな策は、当座今年度限定で、不備なく、事務が滞ることなく、そしてスムーズに進む手だてをとるものであります。これはこれとしまして、取り組みとしては外部委託も含め、担当する職員がきちんと能力を身につけ、それが継承していけるように、事水道に関しては通念で特別の手だてをとることが当然求められているものと心得ます。同じ轍を踏まないためにも、今年度の取り組みを踏まえ、今後につながる策を講じるように、重ねて求めておくものであります。

42号の町税条例の改定は、本法である地方自治法の改正に伴うものであり、本町に係る部分の整備については、基本的には所得税などの控除対象期間の延長や寄附金控除の対象法人の追加など、負担軽減に働く方向での整備内容であります。これらの措置が有効に働くことを望むものであります。

43号は、新型インフルエンザ対策特別措置法が設置されたことに伴い、本町における対策本部の設置に関する条例整備でありますので、本条例の設置については異論はありません。

44号は、本町の工業地域内の敷地の有効活用を図るべく、緑地率を現在の20%から10%に引き下げるものであります。生産性の向上等の目的で、工業地域においての変更とのことではありますが、その目的がなされるには、まずは景気が確実に向上していくことが何より肝心ですし、それには国内の需要が活性化され、上向くことなしには達成されないことは多くの識者が指摘をしておりありますので、本町だけの取り組みでそれが動くことはありませんが、そうなったときを見越してのことかと存じます。町として打つべき経済対策は何が有効に働くかは、その見きわめは大変難しいものがありますが、住民生活の向上につながる手だては何かということを考え方の基本に据えるべきものと心得ます。これからもこの基本に沿って策を講じられんことを求めておくものであります。

以上が賛成の議案に対するものです。

次に、反対の立場からの消防統合に関連する４５号から４８号の４本の議案についてであります。

これらは、現在、本年１２月１日の立ち上げを目指して進められている消防組織の県内一本化に向けた手だてを進めるための山辺広域行政事務組合の解散や財産処分、事務の承継、奈良県広域消防組合の設立に向けた各議案であります。一本化に向けた取り組みであります。平成の自治体合併もしかりであります。この話は、合併に向けた合理的な理由や事象がまず生じてきて、それに基づいて現行の消防本部や事務組合よりも財政的にも組織的にも活動的にも、いずれにおいても統合するほうが有効に働くことから、そうしようというような話が県下各地で起こってきたのではありません。御承知のとおり、提起されて１０年を経ても遅々として進んでこなかった無線設置のデジタル化がいよいよ期限が迫ってきたことから、一気に進めていくべく、県が消防組織の一本化の計画を、消防法の改定もあり、これらの計画を立てて、一本化したほうが各消防組織ごとに整備を進めるよりも財政的なメリットがあることを理由に、上から進めているものであります。ですから、合理的な動きでないだけに、既に奈良市や生駒市は話からおりにているのが実態であります。

無線のデジタル化がここまで進んでこなかったのは、確かに財政問題が大でありますから、今般の話にそのメリットはないとは言えませんし、職員配置も本部職員の重複を避けられることなどもメリットに挙げられていますが、これらはそもそも県が応分の財政措置を講じていれば、既に解決を見ていた問題であります。

いずれにしても、おのおのが消防活動をする上での合理的な理由や事象からの取り組みではありませんので、話が無理が生じることは避けられませんし、時間がたつにつれて明らかになってくるのは、現行組織を解散し、統一した新組織となっても、当面は財政的な仕舞は現行のままそれぞれで賄いなさいみたいな話になってきていて、結局は山辺広域事務組合を解散しようがしまいが、そこで賄うということは、解散するうま味がほとんどなくなってしまっているのが、今日のこの問題の実態であります。

ですから、本町を含めた山辺の１市３町１村で特に不備もなく首尾よく運営してきている組織を、今度のような進め方で解散してしまうということは、住民の皆さんに対しても説明のつきようがないものと思えますし、また、国の所管大臣である総務大臣も、無線のデジタル化と消防の広域化は全く別の取り組みであることや、広域の参加は既存の組織のそれぞれの自主判断であって、広域に参加しないことを理由に不利益を被ることはない旨、国会でも明言されているところであります。また、既に現在、山辺の新本部庁舎の建設が進んでおります。これは、この話があってもなくても手がけている問題ですが、これに関する一連の仕舞は、今回統合しても既存の組織内での出来事ですから、現在の山辺の組織で賄うことは承知のとであります。要は、基本が変わるものではありません。

こうした一連の実情を勘案すれば、今般の参加は取りやめるべきと私は判断する次第であります。これは、参加に踏み切らなければ、本町だけであとの全ての消防活動を課せられるという問題ではありません。それは、山辺でこれまで同様に不備

なく首尾よくやっていくという道を選択するという事にほかならないわけであり  
ます。ですから、一連の状況からして、山辺に関係する1市3町1村の議員さん、  
既に議決をされたところも、これからのところも、この関連議案が仮に本日ここ  
で否決になっても、山辺が残ったからといって、皆さんがそれに対して怒ってき  
はるようなことは恐らくないものと考えます。こうした実情を十分に承知の本町  
議員各位の賢明な判断を念願し、今般提出の山辺の消防解散関連の4議案には  
反対するものであります。

さて、さきの予算議会の折にも少し触れましたが、最後に一言申し上げます。

よっぽど特別なことがない限りは、上田町長との議会での議論は本日をもって  
最後となります。私が議会議員として選出をいただいたのが、今から22年前の  
平成3年4月のことであります。当時、町長は総務部長としてここにおいででした。  
その後、当時の増田助役さんの退任後、総務部長から助役に就任され、そして、  
平成5年の選挙において町長に就任なさいました。以来20年間、80回の議会を  
数えますけれども、それらを通じて、住民の皆さんを取り巻くさまざまな問題で、  
本町の取り組みについて町長とは議論を重ねてきたところであり、制度化した  
もの、途上にあるもの、平行線で経過しているもの等々、さまざまではありますが、  
自治体の使命である、住民の皆さんの意を酌み、願いに応え、身近で役立つ町政  
を目指して、その手法や構想、政治的立場には違いがありますが、目指す峰は  
同じであることを議論を通じて感じてきたところであり、それは、個々の取  
組みについて何度も議論を重ねる中で、必要性について共通認識となり、住  
民生活向上に向け制度化してきたものが数々あることからもうかがい知ることが  
できます。

本年8月4日の任期をもって、現職町長としてはその座を退かれますが、  
どうか今後ともお体を大切にしてくださいながら、末永く本町の発展に御  
尽力くださいますよう念願する次第であります。長い間、お疲れさまでした。

以上、今般上程の9議案に対する議論を終わります。

議長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。

堀格君。

2番議員（堀 格君） 2番議員の堀です。本議会に提案されました各議案につ  
きまして、賛成の立場でございますけれども、若干補強の議論をしたいと思  
います。

先般の風疹に対する補助の関係でありますけれども、素早い対応をしていただき  
まして、ありがとうございます。なお、本件につきましては、補助率の問題  
であるとか、補助対象者の範囲であるとか、その辺でいろんな議論もある  
ようですので、今後の一般的な動向も見ながら、適切な対処をお願いしたい  
と思っております。

それから、水道事業の関係であります。せっかく予算を追加して会計士の方  
にいろいろ指導願うわけにありますから、この際、仕事のやり方として、せ  
っかく教えてもらったものがそれぞれ教えてもらった人だけのものにならない  
ように、教えてもらった仕事のやり方を、書いたものに、マニュアル化して  
いくということを進めていってほしいと思っております。今までそういう  
ことがほかの職場でも余りなされてないんですが、この際、水道事業部の  
ほうで率先してそういう仕事のや

り方を進めていただければ、今後誤りのない会計が続いていくんじゃないかと思しますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、ただいま反対がありました消防の関係でありますけれども、これは、消防力の強化であるとか消防全体の合理化から考えれば、広域化していくのが当然の筋道であります。進まなかったのは、一つはデジタル化という問題があったかと思いますが、今般、デジタル化の期限が迫ってきたこともあって、当然それを進めていくべきだと思います。

統合の方式において、段階があるとか自賄い方式ということを言われていますが、企業においても、きょう合併して、きょうから全と一緒になんていうことはあり得ないわけでありまして、人事制度の統合に3年かかるとか、設備の統合に3年かかるとか、名前は申し上げませんが、銀行の統合でシステムを統合するのに大分苦勞したということもあるわけであります。企業でいけば、表向きは合併するけど、中身は順を追ってやっていくのと同じで、今回の広域も、まず統合して、あと中身を順番に統合していく。いわゆるソフトランディング方式というふうに理解すれば、それでいいんじゃないかと思えます。山辺におきましては、非常に立地条件が難しい山添村が皆さんと一緒に統合しましょうということを決意されましたので、やはり山辺全体として今回の広域化と一緒にやっていったほうがいいと私は思います。

以上で討論を終わります。

議 長（森本修司君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） ほかに討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第40号より議案第44号までの5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成全員により、各案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

議案第45号より議案第48号までの4議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

議 長（森本修司君） 賛成多数により、各案件は、原案のとおり可決することに決しました。

お諮りいたします。

発議第2号、町長 上田直朗氏に対する感謝の決議を追加議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（森本修司君） 異議なしと認め、日程第2に追加し、議題といたします。

これより提出者の説明を求めます。

12番議員 大植正君。

12番議員(大植 正君) それでは、決議文の朗読をもって提案説明にかえさせていただきます。

発議第2号 町長 上田直朗氏に対する感謝の決議

表記の決議を別紙のとおり決議するもの。

平成25年6月14日

提出者 川西町議会 大植 正  
芝 和也  
松本史郎  
伊藤彰夫  
堀 格

町長 上田直朗氏は、平成5年8月5日檜垣町政を継承する形で就任されました。以来5期20年にわたり、町民本位・地域主体を旨として、「明るく快適で住みよい町づくり」をコンセプトに、持ち前の誠実さと堅実さをもって取り組んでこられました。ぬくもりの郷・文化会館の建設を初め、防災備蓄倉庫・屋内ゲートボール場、そして川西幼稚園の施設整備を行い、「住む喜びが感じられる町づくり」を目指して積極的に進めてこられました。また、就学児童の減少に伴い、小学校を統合するという難しい問題を真摯に受け止め、立派に進めてこられました。そして今、川西小学校の改築工事が順調に進められています。年末には素晴らしい校舎棟が完成いたします。

一方、町行政にとりまして財政の健全化という舵取りの難しい問題にも陣頭に立って取り組まれ、着実な歩みを続けてまいりました。

さらに、市町村合併の破綻に際しては冷静な対応をされ、「にぎわい やすらぎ うるおいのまち かわにし」を目指し、町勢の発展と住民福祉の向上に尽力されてまいりました。

このようにして川西町の基礎がしっかりとつくり、今まさに次の発展の段階に取り掛かろうとしております。

このたび任期満了をもって退任されるに当たり、ここにその偉大なる功績をたたえ、町議会の名において深甚なる感謝の意を表すものであります。

以上決議する。

どうか本感謝決議に議員の皆様方のこぞっての御賛同をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。以上です。

議長(森本修司君) お諮りいたします。

本件について質疑・討論を省略し、可決したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森本修司君) 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶を受けることといたします。

町長。

町長（上田直朗君） 閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会には多数の案件を提案いたしました。慎重に御審議をいただき、全議案につきまして承認、議決、同意をいただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

そして、このたびは私に身に余る決議をいただき、大変恐縮をいたしております。感謝の気持ちでいっぱいでございます。まことにありがとうございました。

さて、私の任期は8月4日をもって満了いたします。私の任期中の定例議会は今議会が最後になりますので、お許しをいただきまして、御挨拶させていただきたいと思っております。

平成5年の8月5日に、前檜垣町長様の後を受けて町政を担当いたしました。20年が経過いたしました。この20年を振り返ってみますと、社会の状況も、そして市町村の行政も大きく変わってきたなという思いが実感でございます。

平成5年ごろは、川西町の人口はまだ増加が続いておりました。平成6年5月の1万165人がピークで、その後減少に転じるわけではありますが、そのときの世帯数は2,971世帯でございました。今年5月の人口は8,864名で、世帯数は3,480世帯でございます。人口は1,300人も減少いたしましたのに、世帯数は500世帯ほど増えております。核家族化が進んでいるわけでございます。高齢化率も平成5年当時は14%でしたが、今年は28%を超えているわけで、高齢化率も倍になったわけでございます。

そうした中、平成15年から、市町村の規模を大きくして行政効率を高めるという趣旨のもと、市町村合併の大きな流れがございました。本町も余儀なく参加してまいりました。結局不調に終わりましたが、結果として本町独自のまちづくりをすることができ、かえってよかったなという思いをしているところでございます。

そして、平成17年からは、地方分権推進、三位一体改革のもと、川西町行財政改革の集中改革プランを実施し、補助金の見直しなど受益と負担の適正化に、住民の皆様方の御理解をお願いしたところでございます。

また、小学校統合に当たりましては、保護者を初め関係各位、皆様方の御理解と御尽力のもと、順調に進めることができました。川西町の児童が一つの小学校のもとでともに学び、ともに同窓を育んでいくことは、これからの川西町のまちづくりの礎となることと思っております。

このようにいろいろな事業が順調に進んでまいりましたのも、議員各位の御指導と関係皆様方の御尽力と御協力のたまものであり、深く感謝いたしている次第でございます。

これからも少子高齢化、そして多様化が進む社会になってまいりますが、川西町が今まで進めてまいりました、人と人とのつながりを大切にしたい、やさしさやぬくもりのある豊かな地域社会のまちづくりがさらに進み、新しい活力を持ったまちづくりが進められ、川西町が限りなく発展してまいりますことを期待し、長年にわた

り御指導、御支援くださいました議員各位並びに町民皆様方に重ねて厚く御礼を申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議 長（森本修司君） ただいま町長より挨拶がございましたので、一言感謝申し上げます。

本定例会は、上田町長にとって最後の議会となります。

顧みますに、上田町長は、平成5年の初当選以来、円満なる人格と卓越した手腕を発揮され、町政の高揚と進展に大きく尽力され、今日の川西町の発展に導かれた功績は、まことに大なるものがあります。

今限りで退任されます上田町長の現在の心中は、私たちが察するになお余りあるものがございます。多くを語り得ず、ただお名残惜しいとの一言に尽きるものでございます。

どうか上田町長には、ますます御自愛くださるとともに、御健勝をお祈り申し上げます。御挨拶といたします。

本当に御苦労さまでございました。（拍手）

これを持ちまして、平成25年川西町議会第2回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前10時47分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年6月14日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員



(議決の結果)			
議案番号	件名	議決月日	審議結果
承認第1号	平成24年度川西町一般会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第2号	平成24年度川西町国民健康保険特別会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第3号	平成24年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第4号	平成24年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第5号	平成24年度川西町公共下水道事業特別会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第6号	平成24年度川西町水道事業会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第7号	平成25年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算の専決処分について	6月10日	原案承認
承認第8号	川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について	6月10日	原案承認
議案第40号	平成25年度川西町一般会計補正予算について	6月14日	原案可決
議案第41号	平成25年度川西町水道事業会計補正予算について	6月14日	原案可決
議案第42号	川西町税条例の一部改正について	6月14日	原案可決
議案第43号	川西町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	6月14日	原案可決
議案第44号	川西町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく基準を定める条例の制定について	6月14日	原案可決
議案第45号	山辺広域行政事務組合の解散について	6月14日	原案可決
議案第46号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分について	6月14日	原案可決
議案第47号	山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継について	6月14日	原案可決
議案第48号	奈良県広域消防組合の設置に関する協議に関し議決を求めることについて	6月14日	原案可決
選挙第4号	川西町選挙管理委員会の委員の選挙について	6月10日	原案可決
選挙第5号	川西町選挙管理委員会の補充員の選挙について	6月10日	原案可決
同意第2号	川西町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	6月10日	原案同意
発議第2号	川西町長 上田直朗氏 に対する感謝の決議	6月14日	原案可決